

「福山市人尊重のまちづくり条例」制定の経緯と今後の課題 ～差別のない、誰もが真に大切にされる社会の実現のために～

小山 友康

要 約

2016年、政府は障害者差別解消推進法、ヘイトスピーチ規制法、さらに部落差別解消推進法が相次いで施行した。日本国内において未だ根強く、露骨に残っている三つの課題の法整備がされたが、部落差別解消推進法については、財政措置について明記されておらず、いわゆる理念法である。

しかし、法が制定された意義は大きく、国及び地方公共団体は根強く残っている部落差別の現状に対して教育・啓発及び相談体制の強化等を責務として謳っている。

部落解放運動は、法を具現化する取り組みの一つとして各自自治体で人権条例の制定を求める闘いを進めている。福山市議会でも、解放同盟出身議員の所属する市民連合として人権条例の必然性を追及してきた。広範な市民の人権条例を求める活動と相まって、市としては、市民意識調査の分析を有識者会議に求めるとともに人権条例の必要性を認め、「福山市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。

1. はじめに

2021年9月28日、福山市議会で「福山市人権尊重のまちづくり条例(別紙資料1。以下「条例」という。)」が可決された。前日の9月27日には、これまでに前例のない裁判として「全国部落調査」復刻版出版事件で被告の示現舎に有罪判決が出された。判決ではデータの公表によって原告が結婚や就職で差別を受けるおそれがあることを認定し、出版の差し止めとインターネット上のデータ削除、二次利用の禁止、原告235人のうち215人に対して合計488万円の損害賠償を命じた。

しかし、原告が主張した「差別されない権利」を認めず、データ削除についても原告がいる25都府県に限定し、16県は除外するという問題の残る判決の直後であったため、この福山市の人権条例の可決は部落解放をめざす私たちの闘いにとって大きな節目となった。

この条例は、9月30日に公布・施行されたが、条例を絵に描いた餅に終わらせないためには、これからの闘いこそが重要になる。条例制定に向けた取組の経過を振り返り、これから取り組んでいかなければならない課題について考え方を報告する。

2. 部落差別について実態調査

1965年に出された国の「同和対策審議会」答申を基に、本格的な「同和対策事業＝部落差別解消」を進めるための法律として1969年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、福山市の部落差別の解消に向けた取組が始まった。

福山市は、その同和対策事業特別措置法施行を受け、1969年に初めて、福山市内の被差別部落の実態を把握するための「福山市同和地区実態調査」を実施した。次いで、1972年には、福山市の「同和対策審議会」からの答申を受け、「福山市同和対策長期総合計画」を策定して本格的かつ計画的な同和対策事業が、福山市内の被差別部落全域に対して始まった。

以来、福山市は、約10年に一度、「同和地区実態調査」を行い、2010年に実施した第6回目の実態調査(抽出調査)が直近のものとなっている。一方で、福山市民の同和問題に対する意識調査も1980年から実施しており、第2回目の同和地区実態調査と合わせて実施した最初の「福山市同和問題市民意識調査」から、2018年までに同じく6回の調査が行われている。しかし、2018年には、同和地区実態調査が実施されておらず、市民への人権問題に関する意識調査のみとなっている。

2002年に同和対策事業関連の法律が失効した後、市は2003年に「福山市同和問題市民意識調査」という名称を、「福山市人権・同和問題についての意識調査」とし、2010年・2018年の調査では「福山市人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」とした。法失効後、「同和」問題から「人権」問題へと大きく言い換えられ、それぞれの人権課題と並列化されており、自治体によっては「人権問題」という表現に変わったことにより、あたかも部落差別が解消したかのような扱いがされるようになった。

2006年には、福山市人権施策基本方針(2012年改訂、現在再改定に向け検討中)を策定し、その基本方針に基づき、福山市人権施策基本方針実施計画(2013年改訂)を策定し、総合的・全庁的に推進するための庁内組織(福山市人権施策推進協議会)によって、人権施策を計画的かつ効果的に推進している。同和問題(部落差別)をはじめ女性や子どもなどに関する17分野の人権課題を18課が担当し、国・県と緊密な連携を図りながら、

確実な進行管理を行い、それぞれ担当課ごとに内容を数値化して見える化を図り毎年点検を行っている。

2016年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が公布・施行された。この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要である」との現状認識を示した上で、部落差別解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めているが、予算措置の伴わない実質的には理念法という認識を持ち対応しなげなかつた。

こうした中、福山市における条例制定の取組は、この部落差別解消推進法の施行を契機に、部落解放同盟福山市協議会（以下「市協」という。）、市議会の会派で2人の市協組織内議員が所属している市民連合（以下「市民連合」という。）及び福山市人権条例制定をめざす実行委員会が連携しながら福山市当局への働きかけを強化してきた。

まず市協は、2017年11月、毎年秋に福山市へ提出している「部落解放行政に関する要望書」に「部落差別撤廃条例を制定すること」という項目を新たに追加し、これにより2018年2月に当局との協議が始まった。

当局の回答は「2018年度に実施された市民意識調査の結果を踏まえて検討したい。」との水準に止まったが、あらゆる差別の撤廃をめざす条例の制定については、市と相互にその必要性について確認することができた。

3. 人権条例制定に向けた福山市議会での取組

福山市議会では、度々一般質問で人権条例の必要性を求めて追及してきた。

市民連合として、国が部落差別解消推進法を制定したのを受け、2018年9月定例会で部落差別解消条例の制定を求めた。それに先立って2018年7月、「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されている兵庫県たつの市を視察した。たつの市では、学校教育、社会教育を問わず企業や民主団体などにおける取組の長い歴史があり、女性会、老人クラブ、教育機関、商工団体、宗教界など26団体で構成する「たつの市民化推進協議会」など、これらの諸団体の活動が原動力となって、条例制定を早期に実現させていた。そのたつの市の取組を報告し、福山市が進めてきた人権施策の成果をさらに拡充させるために、また、国の法整備がされたことを機に、福山市として部落差別解消条例を検討すべきと考え、市長の考え方を確認する

質問を行った。

市長の答弁は、「今日社会においては、インターネットを悪用した差別を助長する行為や、戸籍謄本の不正取得、ヘイトスピーチなど新たな形態での人権侵害事象が頻発している。国においては、いわゆる部落差別解消推進法が施行され、『現在もなお部落差別が存在する。地方自治体は地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。』と規定されたところ。この法の趣旨を踏まえ、本年度（2018年度）、本市の人権課題を把握するため、「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」を実施する。この調査の集約、分析結果を踏まえ、専門家と協議する中で講じるべき施策の内容や条例の必要性などを検討する。」というもので、市民連合として福山市議会で初めて人権条例の必要性についての考え方を引き出した。

続いて、2019年6月定例会では、さらに部落差別解消に向けた条例の制定について市長の考え方を質している。

一般質問では、①当時の参議院選挙に立候補を予定していたフリーアナウンサーが「士農工商の下に人間以下の存在がいる」として、江戸時代の身分を示す差別的呼称で身分制度に言及し、被差別部落への差別を助長する内容の発言を行ったこと、②福山市の中学校周辺のごみステーションに貼られていた差別的ビラは、学校の左右の側溝にも散乱しており、回収した40枚のビラに書かれていた生徒は、この中学校に在籍している生徒だったこと、また、③JR福塩線の駅トイレの内壁に差別落書きが発見されたり、④ここ数年インターネット上の差別書き込みは100件以上が報告されていることなどを挙げて差別事件の現状を明らかにし、人権施策充実の必要性を追求した。

これに対する市長の答弁は、「市民意識調査は分析作業を2019年9月末に終えて年内に報告書を取りまとめる。地方公共団体は部落差別解消のために地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めると規定されている部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、様々な人権侵害に対応するため国の調査結果（2019年法務省実施）や市民意識調査の分析結果（2018年12月実施）等に基づき、条例の制定や人権施策基本方針の改定の必要性などを検討していく」という内容で、前年6月より具体的で前進したものとなった。

2020年6月定例会では、福山市の人権条例制定に向けての取組に敬意を払いつつ、新たな動きとして、福山市内で発足した福山市人権条例制定をめざす実行委員会から、「国の法律だけでは地域住民には遠い、インターネット上での差別事象も絶えない」として、人権条例の制定と人権施策の一層の充実を求める要望書（別紙資料2）が提出されたことなどを挙げ、こうした市民を代表する各組織から、要望が新たに届いていることに対して、改めて市

長に見解を求めた。

市長答弁は、「人権文化が根づいた地域社会の実現を基本理念とし、市民一人一人の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に努めてきた。しかし、インターネット上での誹謗中傷などに加え外国人に対するヘイトスピーチや、LGBTなど性的少数者に対する偏見など、憂慮すべき状況にあると認識している。現在、大学の教授や民間の人権研究所の代表者など5人の有識者を選定し、市民意識調査の結果や人権に係る今日的な情勢を踏まえて意見を聞き、人権施策の充実に向け、講じるべき施策の内容や条例の必要性などを検討する」というものだった。

さらに、2020年12月には、地方議会における性的少数者への差別発言の事例を紹介し、福山市でも差別を助長する事案がいまだに発生しているが、2013年に導入された登録型本人通知制度により市民の人権侵害を未然に防ぐ取組がなされていることを報告した。その上で、人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査(2010年12月実施)を踏まえて、福山市人権施策基本方針が2012年3月に、同基本方針実施計画が2013年3月にそれぞれ改定されているが、改めて、人権施策の基本と今後の方針について示すよう求めるとともに、コロナ差別の問題やLGBTなど新たな人権課題を含め人権行政の推進をより確立させるための総合的な人権条例の必要性について問い質した。

市長答弁は、「人権文化が根づいた地域社会の実現をめざし、全ての人に優しいまちづくり、市民の主体的参加による協働のまちづくりを基本理念とし、人権条例の考え方については、人権施策の在り方を検討するため、人権機関の代表や大学教授など5名で構成する福山市人権施策有識者検討会議(以下「有識者会議」という。)を設置した。今後提出される提言書を踏まえ、また、新型コロナウイルスという新たな課題も念頭に、講じるべき人権施策の内容や条例制定の必要性について判断する。」というものであった。

そしていよいよ、2021年9月定例会において、「福山市人権尊重のまちづくり条例案」が上程された。先行して市議会最大会派から、当該条例案について一般質問が行われた。その内容は、「本定例会に、差別や人権侵害のない社会をめざすため、福山市人権尊重のまちづくり条例案が提案された。本市の責務や市民・事業者の役割を明らかにし、人権への理解促進を図り、差別解消へつなげるとのことである。国においては、2016年に障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ対策法の3つの法律が施行されており、差別解消に向けて取組が進められているところである。こうした中、本市では、2018年に実施された、福山市人権尊重のまちづくりに関する

市民意識調査の結果を踏まえ、これまでの取組の成果を明らかにし、今後の人権施策の在り方を検討するために設置した、『福山市人権施策有識者検討会議』からの提言を受けられている。本条例案を提案された経緯と目的について示すこと。また、今後の取組について示すこと(全文)」というもの。この最大会派からは、「市民連合と歩調を合わせて対応する」ということを事前に聞かせていただいていた。

それに対する市長答弁は、「本市では、これまで福山市人権施策基本方針に基づき、様々な人権課題の解決と全ての市民の人権が大切にされる社会の実現に向け、人権施策の推進に取り組んできた。しかし、市民意識調査の結果から、様々な差別や偏見が今なお存在していることを受け、有識者会議から条例に係る提言を受けた。誰もが真に大切にされる社会の実現に向けて、より一層人権施策を推進するため、条例を制定することとする。今後は、条例に基づき学識経験者や弁護士、人権関係団体の代表者などで構成する福山市人権施策推進審議会を立ち上げ、人権施策の基本理念に関する事項、教育及び啓発の推進、そして相談体制、支援体制の整備などについて議論し、福山市人権施策基本方針の改定に生かしていく。」との内容で、現状認識と具体的な答弁を引き出している。

続いて、市民連合も質問に立った。市民連合からは、これまで数度にわたって定例会で人権条例制定の要求をしてきたが、改めて人権尊重のまちづくり条例案の上程に対する市長の決意を聞いた。さらに、市の責務と市民及び事業所の役割について具体を求め、福山市人権施策基本方針及び福山市人権施策基本方針実施計画の改定スケジュールについても確認した。

市長の答弁は、「市民意識調査の結果から、様々な差別や偏見が今なお存在していると受け止めている。その状況の中で、全ての市民の基本的な人権が尊重される社会を実現するためには、市民一人一人が人権問題について正しく理解した上で自ら行動することが重要であると考えている。誰もが真に大切にされる人権尊重のまちづくりを推進していく。(略)市民には、自らの人権意識を高め誰もが自分らしく生きていけるよう、お互いを認め合い大切にする役割がある。事業者には、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図る役割がある。今後は、人権条例に基づき、学識経験者や弁護士、人権関係団体の代表者などで構成する福山市人権施策推進審議会を立ち上げ、人権施策の基本理念に関する事項、教育及び啓発の推進などについて議論し、それを踏まえ、人権施策基本方針の改定に取組」というもので、市民・事業者の役割に言及するなど、踏み込んだ内容であったが、審議会の立ち上げ時期については触れられなかった。

この条例の重要性を、今後どのように市民・事業者に効果的に周知していくのかなど、検討を要する課題はたくさんあるが、とにかく、この2021年9月定例会において、1人を除き全ての議員が賛成の意思を示して賛成多数で可決された。

4. 実行委員会の条例制定に向けた動き

これら福山市議会の動きと並行して、2019年7月頃から福山市人権啓発推進連絡協議会(資料4)の役員が呼びかけ人となって、人権条例の制定をめざす実行委員会(以下「実行委員会」という。)の組織化に向けた取組が始まり、10月には、福山市自治会連合会、福山人権啓発企業連絡会、福山市身体障害者団体連合会、福山市母子寡婦福祉連合会、広島県セクシャルマイノリティ協会及び市協の6団体によって結成された。

実行委員会は、各団体が取り組んでいる活動の現状を報告し合いながら、あらゆる差別の解消のために必要な施策について意見交換を行った。それを基に実行委員会独自の「部落差別をはじめとするあらゆる差別解消の推進に関する条例案」の検討に取り組んだ。

そして、2019年11月、福山市は「2018年度人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査報告書」を公表した(2020年2月には、「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査報告書の概要版」を発表)。

その際、市協としては、結婚の際のわが子と部落出身者との結婚を認める人の割合は63%で、部落出身でない人との結婚86%と比較して23ポイント低いという結果は部落差別の根強さを示していると指摘している。また、全体では7.7%に止まる「部落問題を知らない」と答えた人の割合が20歳代では45%と突出しているのは広島県内の学校で部落問題学習がほとんど取り組まれていない証左であることなど、数値の背景についての的確な分析を早急に進めるよう申し入れた。

これに対して福山市は、「部落問題に詳しい有識者に、調査結果の分析と条例制定についての検討を依頼する」との方針を示した。

実行委員会は、「今日もなお不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、それが日常生活の脅威となっている状況をなくすために、差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定と人権施策の一層の充実を強く求める」旨の要望書(別紙資料2)を市長に提出した。

市長からは、「検討の段階」から「判断のための準備」に入ったことを示す、「人権施策の在り方や条例制定の必要性について有識者の意見を聞きながら総合的に判断する。具体的施策の策定については実行委員会の意見を聞きな

がら進める」との文書回答があった。

5. 有識者会議の提言(抜粋)

市長が条例制定へと向かうこととなった根拠の一つとして、「有識者の意見」も大きな判断材料となっていた。

2020年度の当初、福山市は有識者会議を5人(社会理論・動態研究所の青木秀男さん、香川人権研究所の喜岡淳さん、福山市立大学の山口健一さん、福山平成大学の上村崇さん及び福山人権擁護委員協議会の客本牧子さん)の委員構成で発足させた。

コロナ禍で集まることも困難な状況ではあったが、5人の委員はWEB開催も併用しながら精力的に議論、メールでの意見交換を重ね、12月9日に「福山市における人権施策と人権に関する条例の制定についての提言(山陽新聞参照)」を市長に提出した。

少し長くなるが提言を引用する。

提言では、人権条例が必要である理由として、次の3点を挙げた。

一つは人権をめぐる社会・政治状況の変化である。2016年に政府は、いわゆる人権3法を制定し、差別をしてはいけないという時代から、差別の解消をめざすという新たなステージに進んだ。福山市は、差別を現実的に解消していくために、人権条例を制定すべき時期である。

二つめは、近年の差別の現状である。福山市は人権施策基本方針に基づき差別解消に向けて努力してきた。近年市内で部落差別が続発している。市民意識調査の結果から差別解消の目的が達成されていないことが示された。目標を達成するためには「基本方針」の改定ではかなわない。そのために人権条例が必要である。

三つめは、市民の人権施策の要望に応じる必要性である。回答者の61.0%が「昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いから」、28.6%が「部落差別の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」と答えている。多くの解答者が、人権尊重のまちづくりの努力が足りない、さらに施策を推進する必要があると答えている。回答者の要望に応えるには、福山市の人権施策を大胆かつ緻密に施行する、有効な社会的・法的な支えが必要である。人権条例がそれである。

その人権条例の指針と個別の課題では

- ① 住民学習会と学校教育
- ② 若い世代の啓発
- ③ 登録型本人通知制度

- ④ 人権・差別問題と施策の多様化
- ⑤ 人権侵害・差別の被害の救済
- ⑥ 差別に対する罰則条項…などが挙げられている。

そして、提言の終わりではこう結んでいる。

「人権条例は、行政と市民の人権尊重のまちづくりに社会的・法的な正当性を与える力になる。そして、差別の現実的な解消に向けて、人権施策推進基本方針を次のステージへ押し上げて、市民の自由な自己実現の保障を拡大する。人権条例は、そのようなまちづくりを導く指針になる。私たちは、福山市が、人権条例の制定を、信念をもって行われ、行政の市民に対する責務を十分に果たされることを祈念し、かつ、信じるものである。」と、このように市長に決断を求めている。

この間、市議会においては市民連合の市協組織内議員が4回の定例会で質問に立ち、条例制定に関する判断を急ぐよう市長を質した。これに対して市長は12月定例会で「有識者会議から提出される提言書を踏まえて判断したい」と答弁し、実質的には条例制定という考えを明らかにしている。

市長の議会答弁と有識者会議の提言によって、2021年1月には市の担当部署において、条例の条文に関する検討が開始された。これを受けて市協は、①条例に明記される市の責務について「差別によってもたらされている不利益を解消する施策の実施」という項目を必ず入れること、②検討作業の進行に合わせて市協と協議していくことを申し入れた。

なお、条例の名称については、あらゆる差別の解消をめざす包括的な条例のほうが、反差別共同闘争の前進につながるという判断から、実行委員会で意思統一した「差別のない人権尊重のまちづくり条例」とすることを機関会議で確認した。

市の担当部署では精力的に検討作業が進められたが条例案の完成は2021年7月19日となり、公表後、その案に対するパブリックコメントが行われた。市協は担当部署との協議の場で、「不利益を解消する施策の実施」という項目を盛り込むよう改めて申し入れた。

実行委員会としては、①「何が差別かという具体的な規定を入れる」、②「市民の役割について努力義務とする」ことが必要との要望書を提出した。

以上のような過程を経て、福山市は8月に「福山市人権尊重のまちづくり条例」の成案を決定し、議案として上程した9月定例市議会最終日の9月28日の本会議で可決された。反対をしたのは部落解放運動や自治労運動を敵視し、議会内外で差別発言を繰り返している元自衛隊幹部の議員1人だけであった。共産党議員も賛成に回ったのは、市協単独ではなく実行委員会に

よる取組を進めたことや、あらゆる差別の解消をめざす包括的な人権条例としたことがその要因であると考えている。

6. 条例の内容＝評価すべき点と課題

この条例には前文があり、その中で「性別、年齢、障がいや疾病の有無、社会的地位や生まれ、民族、国籍、性的指向及び性自認などを理由にした様々な差別や偏見が今もなお存在している。全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくっていくためには、市民一人一人が様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、かつ、行動に移さなければならない。こうした認識の下、差別のない、誰もが真に大切にされる人権尊重のまちづくりを推進していく決意を新たに、この条例を制定する」と謳っている。福山市でも多くの条例が制定されているが、前文があるのは市政運営の根幹に関わることを定めた条例だけであり、この条例が重要な条例の一つとして捉えられていることは高く評価できる。

条文の第1条から第6条には、この前文に書かれた認識に沿った基本的な事項が定められている。

第1条では、「本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定め、差別の解消及び合理的配慮の促進に取り組むことにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現する」という目的が示されている。

第2条には、「人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として、尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされる社会を実現することを基本として取り組まなければならない」と、人権尊重のまちづくりの基本理念が示されている。

第4条では、「市は第2条に規定する基本理念にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない」と市の責務が明確に表記されている。

第5条には、「市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない」と市民の役割が明記され、第6条には、「事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない」と事業者の役割が明記されている。

人権施策の推進は市の責務であるとした第4条は「地方自治体は…施策を講ずるよう努めるものとする」とした「部落差別解消推進法」第3条第2項の規定を超えるもので、市民と事業者の努力義務を明記した第5条と第6条のような条文は同法にはない。この点は特に評価している。

第7条から第14条は市が実施しなければならない事項に関することを定めた条文である。

まず第7条第1項で、「市は第4条に規定する市の責務を果たすため、人権施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない」と義務付け、第2項第1号から第3号で、「人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。))及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。))の推進に関する事項。人権問題に関する相談及び支援の体制の整備に関する事項。前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項について基本方針で定めるとしている。

第3項では、「市は、基本方針に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、地方公共団体その他の関係機関(以下「関係機関」という。)との連携を強化し、推進体制の充実に努めなければならない。」と明記している。さらに、第4項では、「市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ第11条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。第5項では、「市長は、基本方針を策定したときは、これを公表するものとする。」と市長の役割をしっかりと明記している。

第8条では、「市は、人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を推進する。」とされている。

第9条の「市は、人権侵害による被害救済の観点から、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の支援を行うものとする。」という規定は第7条第2項と連動したものである。

第10条では、「市は、人権施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。」とされている。第8条と第10条は「部落差別解消推進法」第5条、第6条を踏襲したものであるが、第9条は同法第4条の「相談に応ずるための体制の充実に図る」という水準ではなく、「人権侵害による被害救済の観点から関係機関等と連携し相談の実施、情報の提供その他の支援を行うものとする。」と規定されている。

一方、基本方針で定める事項が記された第7条第2項に、市協が強く求めてきた「差別によってもたらされている不利益を解消する施策に関する事項」は盛り込まれていない。これは、「部落差別解消推進法」に、行政機関

が実施すべき施策は教育及び啓発、相談、調査だけであるかのように規定されたことがマイナスに作用した結果だと考えている。

第11条は、「市長の諮問に応じ、基本方針に関する事項及びその他の人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議させるため、福山市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。」と表記し、第2項では、「審議会の委員（以下この条及次条において「委員」という。）の定数は10人以内とし、学識経験を有する者、弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者、人権関係団体を代表する者、そのほか市長が必要と認める者」から市長が委嘱するとされている。人権施策に関する議論に被差別当事者が参画することは極めて重要であり、人権関係団体を代表する者と明記した点はとても高く評価できる。

第13条は、「第9条に規定する支援を行うに際し、当該人権侵害に係る事案の社会的影響の大きさ等を考慮して必要と認めるときは、市長の諮問に応じ、当該事案を調査研究させ、並びに市及び関係機関等による支援の在り方並びに人権教育及び人権啓発の在り方を審議させるため、福山市人権侵害調査等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。第2項では、「委員会の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は5人とする。」となっている。

この条文は、被害救済の観点から行う支援に関わるもので、部落解放同盟が求め続けている「人権侵害救済法」と「権力から独立した人権救済機関の設置」を先取りした成果をもたらす可能性をもった規定であり、特に評価している。

7. 条例施行後の動向と今後の課題

条例制定から半年余りが経過したが、この間、市民に対する広報（資料4）のほかに福山市の具体的な動きは見られない。この広報も、生涯学習を担当する部署の意識の高い職員がいくつかの小中学校区の人権啓発推進組織の役員に働きかけて各種団体の役員を対象とした研修会を開催し、条例の概要について報告したもので市協は、地元の支部が役割を担っている人権啓発推進組織が参加する住民学習会（資料5）において、条例の内容とともに制定に至った背景について報告する取組を進めた。制定に至った背景については、示現舎による差別情報の垂れ流しや、行政書士等による戸籍等の不正取得、福山市内で発生した差別事件など現在も厳しい差別の実態があることを丁寧に報告するとともに、「部落差別解消推進法」、「障がい者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」の制定を契機に全国各地で人権条例が制定されている状況について説明した。

2022年に入ってから、福山市でも新型コロナウイルスによる感染が再拡大し、まん延防止重点地域に指定されたことなどから、市協は福山市との会議を開催することさえ困難となり、条例に基づく取組の具体化に向けた協議を進めることもできなかったが、早急に審議会を設置するよう申し入れた。

実行委員会も会議を開催することは困難であったが、代表と市協とで協議しながら、「条例の具体化を進める会」として活動を発展させることを確認し、各賛同依頼団体（福山市身体障害者団体連合会、広島県セクシャルマイノリティ協会、在日本朝鮮人連合会広島県本部東支部、在日本大韓国民団福山支部、福山市女性連絡協議会、福山市老人クラブ連合会、福山市子ども会育成協議会、福山市自治会連合会、福山人権啓発企業連絡会、福山市人権啓発推進連絡協議会及び市協の11団体）に趣意書を送付し（2022年9月現在）「条例の具体化を進める会」としての活動を始める予定である。今後は、それぞれの団体が直面している課題と福山市に実施させる施策をまとめ、審議会の議論にしっかりと反映させる取組を進めていくことを確認している。

2022年10月に会議を開いて条例制定に至る経過と成果を確認するとともに、組織の今後の在り方について協議した。そして、福山市に具体的な施策の実施を求める活動と差別解消に取り組む市民運動を推進していくことを目的とした「福山市人権尊重のまちづくり推進会議」に発展させることを決定し、より多くの団体の参加を呼びかけていくことなどを確認した。

差別を解消する人権施策の在り方を示す基本方針の策定は、①差別の実態を把握するための調査→②調査から明らかになった課題を踏まえて福山市が基本方針案を策定→③基本方針案について審議会で議論→④基本方針案を補強した審議会の意見書提出→⑤意見書を踏まえた基本方針の策定という流れで進むと考えられる。そこで、福山市に差別の実態を把握する調査を実施させることが重要であるが、条例の前文に書かれている様々な差別に関して調査するには膨大な作業と時間を要することから福山市がすんなりと受け入れられないかもしれない。その場合は、まず審議会を発足させ、審議会委員と福山市の担当職員が実行委員会構成団体から差別の実態と必要な施策について聴取するという方法も考えられる。いずれにせよ、実態を把握する取組を通して、人権教育及び人権啓発と相談活動を充実したとしても差別によってもたらされている生活上の不利益や格差は解消できず、被差別当事者の人権は守られないことについて福山市に確認させなくてはならないと考えている。

部落差別の実態については、部落解放同盟広島県連合会が2016年に実施した調査の結果をまとめたものがある。そのうちの個人の収入を見ると、主な仕事から得ている年収が100万円未満の人は広島県全体の18.4%

に対して部落出身者は41.3%、300万円未満では55.9%対80.4%、逆に300万円～500万円未満は25.0%対8.5%、500万円～700万円未満は11.0%対7.0%、700万円以上は8.3%対4.3%となっており、大きな格差が存在している。最終学歴では大学あるいは大学院卒業が広島県全体の28.5%に対して部落出身者は30歳代～50歳代でも15.9%となっており、教育格差も顕著である。そのため、この実態を解消するために有効な施策の実施を迫っていかなくてはならない。

さらに、学校における人権教育の推進についても大きな課題がある。1998年の文部省「是正指導」によって同和教育が徹底的に破壊されて以降、広島県内の学校では、ごく一部の心ある教職員による実践を除いて組織的な部落問題学習は取り組まれておらず、教職員研修においても系統的な部落問題学習は実施されていない。この影響が、20歳代の人々の45%が「部落問題を知らない」と答えた市民意識調査の結果として表れている。条例第8条の「人権教育及び啓発を推進する」という規定を現実化するには、学校における部落問題学習を再構築することが不可欠であるが、極めて大きい壁が存在しているというのが現実である。

しかし、立ち止まっては行けない。一日も早く審議会を発足させ、市協の同盟員はもとより、実行委員会構成団体の人たちと連携しながら条例を血肉化する取組を進めていきたいと考えている。

(注)

福山市では1979年、福山市教育委員会が提唱した「同和問題市民学習推進構想—住民学習組織の確立のために—」に基づいて、同和問題について住民の理解を深めることから始まり、1980年から(市内61小学校区)市民総学習運動が取り組まれている。

この運動は、全ての小学校区(市内：現在79学区)で組織されている人権啓発組織が中心となり、自治会単位で開催する住民学習会や学区全体の住民を対象とした人権講演会などを実施して部落問題をはじめ様々な人権課題についての学習を進める活動。1980年代、“学習から行動へ”の合言葉の下、全ての家庭に身元調査お断りステッカーを貼る活動やエコバック推進活動、また住民から人権標語を募集する活動などに取り組んでいる。

福山人権啓発推進連絡協議会(1970年設立)は、この学区ごとの人権啓発推進組織をまとめた全市の組織で、福山人権啓発企業連絡会(1969年設立、現在278社が加盟)と役割分担しながら福山市における人権啓発を中心的に担っている。

2021年(令和3年)9月30日

条例第36号

福山市人権尊重のまちづくり条例

本市では、日本国憲法や世界人権宣言の理念を踏まえ、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、その実現のため恒久平和の維持、基本的人権の尊重及び市民本位の行政を推進してきた。

しかしながら、性別、年齢、障がいや疾病の有無、社会的地位や生まれ、民族、国籍、性的指向及び性自認などを理由にした様々な差別や偏見が今もなお存在している。

全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくっていくためには、市民一人一人が、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、かつ、行動に移さなければならない。

こうした認識の下、差別のない、誰もが真に大切にされる人権尊重のまちづくりを推進していく決意を新たに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、差別の解消及び合理的配慮の促進に取り組むことにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされる社会を実現することを基本として取り組まなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、勤務又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努める

とともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針の策定等)

第7条 市は、第4条に規定する市の責務を果たすため、人権施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、基本理念に関する事項のほか、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。)の推進に関する事項

(2) 人権問題に関する相談及び支援の体制の整備に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市は、基本方針に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、地方公共団体その他の関係機関(以下「関係機関等」という。)との連携を強化し、推進体制の充実に努めなければならない。

4 市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、第11条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本方針を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

(人権侵害による被害に係る支援)

第9条 市は、人権侵害による被害救済の観点から、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第10条 市は、人権施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(審議会の設置等)

第11条 市長の諮問に応じ、基本方針に関する事項及びその他の人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議させるため、福山市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)の定数は10人以内とし、次

に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者
 - (3) 人権関係団体を代表する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、第1項に規定する調査審議を終了したときまでとする。
 - 4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
 - 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第12条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の設置等)

第13条 第9条に規定する支援を行うに際し、当該人権侵害に係る事案の社会的影響の大きさ等を考慮して必要と認めるときは、市長の諮問に応じ、当該事案を調査研究させ、並びに市及び関係機関等による支援の在り方並びに人権教育及び人権啓発の在り方を審議させるため、福山人権侵害調査等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)の定数は5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、第1項に規定する調査研究及び審議を終了したときまでとする。
- 4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第14条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福山市同和対策審議会設置条例の廃止)

2 福山市同和対策審議会設置条例(昭和42年条例第26号)は、廃止する。

(基本方針に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に定められている福山市人権施策基本方針は、第7条第1項の規定により策定された基本方針とみなす。

(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

同和対策審議会委員	日額 10,500	同上
-----------	-----------	----

を

人権施策推進審議会委員	日額 10,500	同上
人権侵害調査等委員会委員	日額 10,500	同上

に改める。

2020年 2月13日

福山市長
枝廣 直幹 様

福山市人権条例制定をめざす実行委員会

会長 藤井 哲郎

福山人権啓発正装連絡会

福山市母子寡婦福祉連合会

福山市身体障害者団体連合会

福山市自治会連合会

一般社団法人広島県

セクシュアルマイノリティ協会

部落解放同盟福山市協議会

要 望 書

(仮称)「福山市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定について

福山市におかれましては、1983年より福山市民憲章の中に「人権を尊重し差別のない人間関係をつくりましょう」を追加提唱され、「人間環境都市 福山」の実現をめざし、「人権文化が根付いた地域社会の実現」に向けて、すべての市民の人権が尊重される諸施策を推進されておられることに敬意を表します。

しかしながら、人権をめぐる福山市や国内の状況は、子ども・高齢者・女性や障がい者などに対する差別をはじめ、在日外国人に対するヘイトスピーチなど憂慮する厳しい状況にあります。

さらには、近年の部落差別の悪質化、とりわけ、情報化の進展に伴うインターネットの急速な普及によって、その匿名性や情報発信の容易さから個人の名譽を侵害し、差別を助長する書き込み、中でも「全国部落調査」復刻版出版事件や土地差別調査など厳しい差別の実態があります。

また、福山市では先の2019年6月福山市議会でも取り上げられておりますが、市内で差別落書きや差別ピラなどの差別事象・事件が発生しております。

このような状況を受けて、国においては、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、また、2016年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が、公布・施行されています。

地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための人権条例の制定など、更なる取り組みが求められております。

『法は、人の行為を変え、行為は人の態度を変える。そして、法は人を救うためにある』と言われております。

私たちは、いわゆる「障害者差別解消法」・「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別解消推進法」さらに国際人権規約を踏まえるとともに、今なお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障がい、疾病、職業、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常生活の脅威となっている状況をなくしていくために、「(仮称)福山市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定を強く求めるとともに、人権施策の一層の充実・推進を強く要望するものです。

制定しました

福山市人権尊重のまちづくり条例



2021年(令和3年)9月30日公布・施行

～差別の解消をめざす行動であらたなステージへ～

 福山市では…

福山市は、「すべての人にやさしいまちづくり」「市民の主体的参加による協働」を柱とし、「福山市人権施策基本方針」（改訂版）に基づき、差別解消に向けて努力しています。

また、1979年（昭和54年）に福山市教育委員会が提唱した「同和問題市民学習の推進構造—住民学習組織の確立のために—」に基づき、1980年（昭和55年）から同和問題についての住民の理解を深めるために始まった住民学習会は、今日ではさまざまな人権問題を身近なものとしてより深く学ぶ機会となっています。

しかし、人権をとりまく情勢は、課題解決に向けて多くの問題があり、さらに近年の国際化や情報化などの進展により新たな人権問題も生じています。市内でも、インターネット掲示板を悪用した差別書き込み、差別ピラや差別落書きが発生しています。

 「人権尊重のまちづくりに関する意識調査」から…

福山市は、2016年（平成28年）には人権に関する、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる3つの法律（人権三法）が施行された流れの中、2018年（平成30年）におこなった「市民意識調査」では積み重ねた学習の成果はみられるものの、若い世代の意識の違いがわかります。例えば、身元調査に対する意識の違いを世代別に分析すると、「身元調査をすべきではない」と回答した世代は50代60代が多く、この世代は学校や地域の学習等で人権について学ぶ機会が多い世代と言えます。一方で、20代は、身元調査について「当然のこと」と「わからない」と答えた割合が高くなっています。この世代は学習の機会が少なく、身元調査の問題点に気づきにくいことが原因と思われることから、学習機会の必要性について投げかけています。

また、学ぶだけでなく、差別をなくすための行動に移す時期にもきています。

 なぜ「福山市人権尊重のまちづくり条例」が必要に…

このような状況を考えて、福山市にも人権条例の制定が必要とされました。私たちは、人間関係において、誰でもが無意識の偏見を持っていて、互いに傷つけ、傷つけられる可能性を有しています。そのことを、たえず自覚していなければいけません。こうした理由から、私たちは、差別ときちんと向き合い、つねに見直し啓発し続ける「差別を許さない社会」をめざす必要があります。

 差別のない、誰もが真に大切にされる社会の実現に向けて

福山市の人権施策をすすめるために、全国的にも制定されている、社会的・法的な支えとなる「人権条例」が必要となりました。そこで、さまざまな人権課題に取り組み、差別を解消するためのルールとなるよう人権尊重のまちづくりに関して、市の責務や市民・事業者の役割、人権施策の推進について必要な事項を決め、差別の解消と合理的配慮の促進に取り組むことで、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的に、「福山市人権尊重のまちづくり条例」をつくりました。



福山市人権尊重のまちづくり条例の概要

【目的】 全ての人の人権が尊重される社会を実現すること

【基本理念】 全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される差別のない、誰もが真に大切にされる社会を実現すること

【市民の役割】

- お互いの人権を尊重する。
- 自らの人権意識を高めていく。
- 市が実施する人権施策に協力する。

【事業者の役割】

- 事業活動に関わる人の人権意識を高める。
- 市が実施する人権施策に協力する。

【市の責務】

全ての人の人権が尊重される社会を実現するために、必要となる人権施策を推進していく。人権施策に関する基本的な方針を策定する。

【教育及び啓発】

人権教育及び人権啓発を推進します。

【被害に係る支援】

関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の支援を行います。

【情報収集及び調査研究】

必要な情報の収集及び調査研究を行います。

福山市では、住民学習会、団体別研修、人権啓発講座、講演会などさまざまな人権学習の場を開催しています。また、インターネットにおける差別的書き込みの監視とプロバイダーへの削除依頼を行っています。「福山市人権啓発企業連絡会」と連携し、企業も人権研修を行っています。また、広報ふくやまなどに人権に関する記事を掲載しています。各人権分野に関する相談も実施しています。今後もこれらの取組を推進していきます。

*福山市人権尊重のまちづくり条例全文は

福山市人権尊重

検索

登録型本人通知制度～登録しよう！自分で守ろう！個人情報～

戸籍謄本などの不正取得により、個人の人権が侵害されることを防止・抑制するため、代理人や第三者への証明書を交付したときに、事前に登録した人へ、その事実をお知らせする制度です。



パソコンやスマートフォンからオンラインで申請できます！！

福山市電子ポータルサイト



差別のない、誰もが真に大切にされる人権尊重のまちづくりを・・・

福山市ではまちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、恒久平和の実現、基本的人権の尊重を推進してきました。

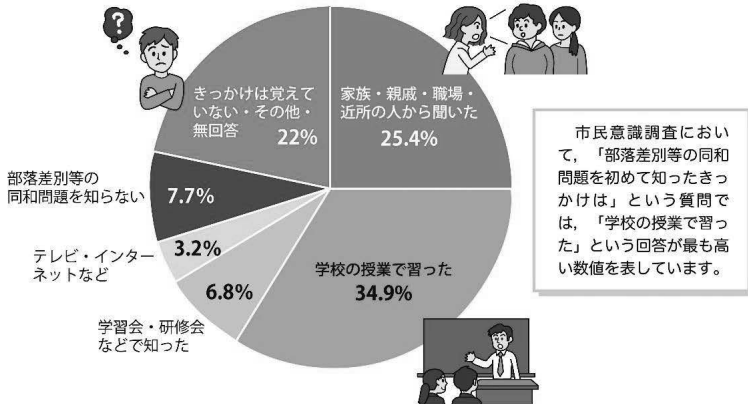
全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくっていくために一人ひとりが、様々な人権問題について正しく理解し、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、行動していくことが大切です。



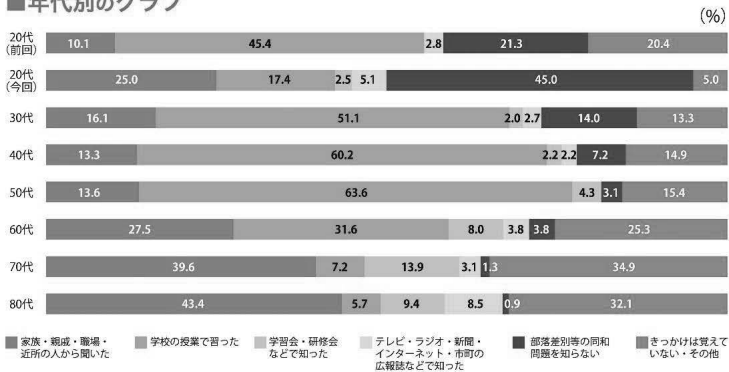
これから、「差別の解消をめざす」新たなステージへ向けて進んでいきます。みんなで力を合わせ、より一層、人権を大切にする、誰もが安心して幸せに生きられる社会をつくっていきましょう！

同和問題を知らない若い世代に学習の機会を

■ 部落差別等の同和問題を初めて知ったきっかけは



■ 年代別のグラフ

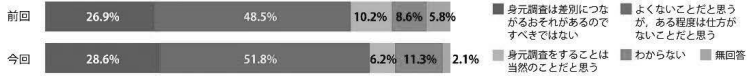


年代別のグラフで注目すべき点は「部落差別等の同和問題を知らない」と回答した20代の割合が前回の21.3%から45.0%と23.7ポイント増加し、「学校の授業で習った」割合は前回の45.4%から17.4%と大幅に減っていることです。

差別に関わる問題に関して、正しく理解しないまま間違った情報に接するとそれが正しい情報だと勘違いしてしまう現象が起こってしまいます。近年はインターネット社会であり、誰でもがSNSを利用し様々な情報を投稿・閲覧することが可能となりました。ネットワーク内で誹謗中傷の書き込みが後を絶たないのが現実です。そんな時代だからこそ、子育て世代や子どもたちなど若い世代への学習機会が必要ではないでしょうか。



まだまだ根強く残る身元調査

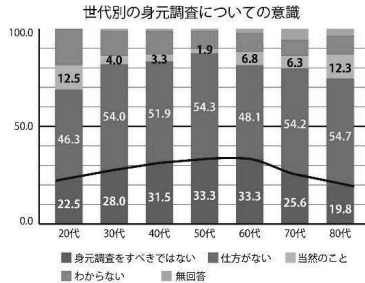


今回の調査では結婚や就職時の身元調査について、「すべきでない」が前回調査より1.7%増加しています。しかし「仕方がない」や「当然のことだ」という意見が58.0%と約6割あります。前回（2010年度）の同じ質問では、58.7%でほぼ横ばいの結果になっています。



■世代別に見る身元調査に対する意識の違い

世代別に見ると、「身元調査をすべきではない」と回答した世代は、50代60代が多く（どちらも33.3%）、この世代は学校や地域の学習等で人権について学ぶ機会が多い世代と言えます。この世代をピークにグラフは山型となり80代や20代では「身元調査をすべきではない」が少なくなり「身元調査は当然のこと」と答えた割合が高くなっています。特に20代で身元調査について「当然のこと」と「わからない」と答えた割合が高くなっています。この世代は学習の機会が少なく、身元調査の問題点に気づきにくいことが原因と思われる。



■登録型本人通知制度を知っていますか？

「知らない」が60.2%
「よく知っている」が14.3%

福山市では、3,536人（2021年3月31日現在）が登録しています。（人口比・0.75%）交付した事実を知らせる通知件数は累計2,752件^(※)です。

登録することは自らの人権を守る意思表示でもあります。また、事実関係の早期究明や不正が発覚する可能性が高まることから、不正取得を未然に抑止する効果も期待されます。その結果みんなの人権が守られることにつながります。^(※)すべてが「不正取得」ではありません。

登録型本人通知制度とは？

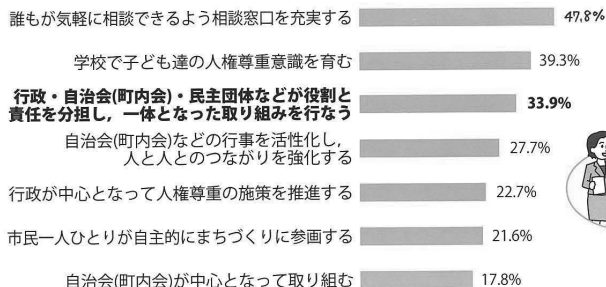
戸籍謄本などの不正取得により、個人の人権が侵害されることを防止・抑止するため、代理人や第三者への証明書を交付したときに、事前に登録した人へ、その事実をお知らせする制度です。

本人通知の流れ



地域別住民学習会の必要性

■「人権尊重のまちづくり」のための取組



「人権尊重のまちづくり」のための取組として「行政・自治会(町内会)・民主体団などが役割と責任を分担し、一体となった取組を行う」が3番目に高くなっています。福山市では自治会(町内会)単位で地域別住民学習会を実施しており、日常生活のさまざまな人権問題と自らのかわりについて学習しています。今後「人権文化が根付いたまちづくり」の実現に向けて、地域別住民学習会の意義はさらに高まってきます。

■みんなでつくる差別のない時代

福山市では、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、市民と行政が責任と役割を分担しともに力を合わせて魅力ある地域づくりを行う「協働のまちづくり」を推進しており、その基となるのは地域に暮らす市民一人ひとりがお互いに尊重されることです。

しかし、今なお部落差別をはじめさまざまな人権問題が存在し、また情報機器の発達など時代とともに人権問題に関する社会状況の変化により新たな人権課題も生じています。

2016年には「部落差別解消推進法」が施行されましたが、今回の市民意識調査では、多くの市民がこの法律を「知らない」または「聞いたことはあるが内容がわからない」と答えています。

法律の目的でもある「部落差別のない社会を実現する」ために地域学習は重要であり、学校とも連携する中で差別に関する学習をこれまで以上に行う必要があると考えます。

学習を通して身の回りの課題に気づき、人権意識を高めていきたいと思います。そしてわたしたち一人ひとりが人権を自分自身にかかわる身近な問題として考え、行動することが大切です。



お問い合わせ

人権・生涯学習課 …… 084-928-1006

中部地域振興課 …… 084-932-7265

南部地域振興課 …… 084-980-7713

松永地域振興課 …… 084-934-5443

北部地域振興課 …… 084-976-9460

東部地域振興課 …… 084-940-2574

神辺地域振興課 …… 084-962-5026

リサイクル適性A この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。

〈発行 2021年(令和3年)5月〉

Abstract

Background and Future Tasks for the Enactment of the "Fukuyama City Ordinance for Creating a City of Respect for Human Rights" : To Realize a Society Where There Is No Discrimination and Everyone Is Truly Valued.

Yasutomo Koyama

In 2016, the government enacted the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities, the Hate Speech Regulation Law, and the Act on the Promotion of the Elimination of Buraku Discrimination. These laws address three persistent and blatant issues in Japan. Notably, the third is an unbudgeted so-called "philosophy law." Its introduction is still significant, however, as it states that the national and local governments are responsible for strengthening education, awareness, and systems of consultation to address anti-Buraku discrimination.

The Buraku Liberation Movement has been fighting for the enactment of human rights ordinances in municipalities, to promote a national act. Before the Fukuyama City Council, the Citizens' Coalition, with members from the Buraku Liberation League, has stressed the need for a human rights ordinance. City authorities have asked the Council of Experts to analyze the citizens' awareness survey, recognized the need for a human rights ordinance, and established the "Fukuyama City Ordinance for Creating a City of Respect for Human Rights."

(こやま・やすとも 部落解放同盟広島県連合会福山市協議会)